

財政用語集

一般会計

市税、国や県からの補助金・交付金、手数料などの収入や、市の行なう仕事に必要な支出といったお金の処理をまとめて行なうために設けられた会計で、市のお金の流れの中心となっています。

特別会計

国民健康保険事業や下水道事業のように、保険料や使用料などの収入で運営していく事業については、その事業にかかるお金の流れをわかりやすくするために、一般会計とは別の会計を設けることになっています。これを「特別会計」といいます。

歳入

4月1日から翌年3月31日の1年間を「会計年度」と呼びますが、この会計年度におけるすべての収入のことです。

歳出

4月1日から翌年3月31日の1年間を「会計年度」と呼びますが、この会計年度におけるすべての支出のことです。

市税

市民の皆さんや市内に事務所などを持つ法人などに納めていただく税金です。
市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、都市計画税などがあります

地方譲与税

国税として徴収したものを、国が一定の基準により、市に対して譲与するものです。
所得譲与税、地方道路譲与税、自動車重量譲与税などがあります。

利子割交付金

金融機関などから利子の支払を受ける際には税がかかりますが、この税の一部を財源として、県が個人県民税の額に応じて、市に対して交付するものです。

配当割交付金

上場株式などの配当には税がかかりますが、この税の一部を財源として、県が一定の基準により、市に対して交付するものです。

株式等譲渡所得割交付金

株式などの譲渡によって所得が発生した場合には税がかかりますが、この税の一部を財源として、県が一定の基準により、市に対して交付するものです。

地方消費税交付金

地方消費税の一部を財源として、県が人口と従業者数で按分し、市に対して交付するものです。

ゴルフ場利用税交付金

県に納められたゴルフ場利用税の一定基準金額を、ゴルフ場所在地の市町村に対して交付するものです。

自動車取得税交付金

自動車取得税の一部を財源として、県が市道の長さや面積に応じ、市に対して交付するものです。

国有提供施設等所在市町村助成交付金

自衛隊が使用する演習場等の用に供する固定資産が所在する市町村に対して交付するものです。

地方特例交付金

国の施策である恒久的な減税により、市税が減収となりました。その一部を補てんするために国から交付されるものです。

地方交付税

全国どの市町村に住んでも一定水準の行政サービスが受けられるよう、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税といった国税の一定割合を財源として、国が一定基準により市に交付するものです。

交通安全対策特別交付金

道路照明灯、カーブミラーなどの道路交通安全施設の設置や管理に必要な経費にあてるために、道路交通法に定める反則金を財源として、国が市に対して交付するものです。

分担金及び負担金

市の行う事業により利益を受けるかたから、その受益を限度として徴収するものです。保育園の保育料などが該当します。

使用料及び手数料

市の施設の利用や特定の事務により利益を受けるかたから、その受益に対する実費負担的なものとして徴収するものです。

体育館の使用料や、住民票の写しの交付手数料などが該当します。

国庫支出金

国と市が共同で事業を行う場合、あらかじめ経費の負担割合を定めますが、それに基づいて、国が市に対して支出するものです。

負担金、委託費、特定の施策の奨励、財政援助のための補助金などがあります。

県支出金

県が市に対して支出するものです。

県自らの施策として単独で交付するものと、国庫支出金を県が経費の全部または一部として交付するものがあります。

財産収入

市が有する財産の貸付け、売払いなどにより得た現金収入のことです。

市有地の売払収入や、基金積立金の利子などが該当します。

寄附金

民法上の贈与で、金銭に限られるものです。

用途が特定されない「一般寄附金」と、用途を限定した「指定寄附金」があります。

繰入金

一般会計、特別会計および基金の間で、相互に資金運用をするものです。

他の会計からその会計に資金が移される場合を「繰入」、その会計から他の会計に資金を移す場合を「繰出」といいます。

繰越金

各会計年度において決算上余剰金が生じたときは、翌年度の歳入に編入するものです。

諸収入

収入の性質により、他の収入科目に含まれない収入をまとめたものです。

延滞金、預金利子、貸付金元利収入、雑入などがあります。

市債

学校や庁舎などを建設する場合のように、長期間にわたって利用することができ、多額の経費が必要なものの財源に充てるため、地方自治体が、政府・公営企業金融公庫・銀行などから調達する長期的な借入金を「地方債」といいます。この「地方債」のうち、市が調達する資金が「市債」です。

議会費

市議会運営のための経費です。議員報酬もこれに含まれます。

総務費

庁舎や財産の維持管理、戸籍管理、税金の徴収などの経費です。

民生費

障がいのある方や高齢者の方に対する福祉の充実、子育て支援などの経費です。

衛生費

環境保全、疾病予防、健康増進などの経費です。

農林水産業費

農林水産業の振興を図るための支援や、生産基盤整備などの経費です。

商工費

商工業や観光の振興などの経費です。

土木費

道路や河川、公園などの整備のための経費です。

消防費

消防や火災予防などの災害対策のための経費です。

教育費

学校教育・生涯学習の充実、文化・スポーツ振興などの経費です。

公債費

市債の元金・利子や一時借入金の利子を支払うための経費です。

災害復旧費

大雨、暴風、地震などの災害により被災した施設を復旧するための経費です。

*「災害復旧事業費」と同じ内容ですが、経費を行政目的別に分類した場合には「災害復旧費」に、性質的に分類した場合には「災害復旧事業費」となります。

諸支出金

支出の性質により、他の支出科目に含まれない経費をまとめた科目です。
土地取得費などがあります。

予備費

予算編成のときには予期しなかった、予算外の支出に対応するための科目です。

人件費

議員の報酬、職員の給与などの経費です。

扶助費

生活保護法、児童福祉法などの法令に基づいた生活保護費や児童手当などの支給や、市が単独で行う各種扶助のための経費です。

物件費

市の経費のうち、消費的性質をもつ経費です。
賃金、旅費、交際費、需用費などがこれにあたります。

維持補修費

道路、公共施設などを管理するために必要な経費です。

補助費等

市から他の地方公共団体(県、市町村、一部事務組合など)や民間に対して、交付される経費です。
主なものとして、講師謝金などの報償費、保険料などの役務費、負担金・補助金及び交付金(一般的な補助金)などが該当します。

普通建設事業費

道路、橋、学校、庁舎など、公共施設・公用施設の新増設の建設事業に必要とされる、投資的な経費です。

災害復旧事業費

大雨、暴風、地震などの災害により被災した施設を復旧するための経費です。

*「災害復旧費」と同じ内容ですが、経費を行政目的別に分類した場合には「災害復旧費」に、性質的に分類した場合には「災害復旧事業費」となります。

積立金

財政運営を計画的にするため、年度間の財源変動に備えて積立てる経費です。

貸付金

地域住民の福祉増進や地域の振興を図るため、市が、直接あるいは間接に、現金の貸付を行うための経費です。

繰出金

一般会計、特別会計および基金の間で、相互に資金運用をするものです。

その会計から他の会計に資金を移す場合を「繰出」、他の会計からその会計に資金が移される場合を「繰入」といいます。